

# うまい話にのられんちゃ！

## 入善町編

H25. 9. 27日号

「高額な宝くじに当選した」とダイレクトメール（DM）が航空郵便で届いたとの相談が役場の「生活安全相談窓口」へ寄せられました。

### ★相談内容★

心当たりのない業者から、『この度、お客様が当選金を受け取れる資格が確認されましたので、【同封の賞金エントリー申込書】を正しく記入し、手数料2,000円を同封の上、10日以内に返送して下さい。なお、【賞金エントリー資格証書】の控えは、不測の事態が発生した際、確認書類として必要となりますので大切に保管してください。』という内容で航空郵便が届いた。信じていいのだろうか？

### 『気をつけてください！』

これは、「当選商法」と言われる手口です。

「賞金当選のための資格を獲得」「懸賞金が当たった」などと、特別な優位性を強調して、お金を支払わせる商法です。

DMには「手続きを早急に行わないと、お金を受け取る権利が無くなる」などと書かれているため、慌てて手数料を支払ってしまいがちです。

### 【対処方法】

- ① 海外宝くじを国内で買うことは、違法となる可能性があるため、申し込まないでください。
- ② 届いたDMは、自分で処理して構いません。
- ③ 一度でも申し込むと、個人情報が出し、さらに複数の業者からDMが届く恐れもあります。申し込んでもいないのに「当選した」等の甘い言葉には乗らない事が大切です。
- ④ 家族や周囲の人に相談しましょう。

—困ったときは、すぐに下記まで連絡してください！—